

賛助会員取扱い規程

公益財団法人日本修学旅行協会定款第9章第35条による賛助会員に関する取扱い規程を以下のように定める。

[賛助会員]

第1条 賛助会員は修学旅行等の育成発展に熱意を有する者で、本協会の事業に賛同し、賛助会費を納める団体及び個人とする。賛助会員は、この法人の行う各種の行事等に参加し、その他の待遇を受けることができる。

[賛助会員の認定]

第2条 賛助会員は、事務局の推薦にもとづき、理事長が承認した団体及び個人とする。

[賛助会費]

第3条 賛助会費は年会費制とし、団体としての法人会員は一口5万円とし、数口加入も可とする。個人会員は一口1万円とし、数口加入も可とする。

[賛助会員の失格]

第4条 賛助会員は、次の理由によってその資格を失う。

- 1 退会
- 2 除名

[賛助会員の除名]

第5条 本協会の賛助会員で、次の各号に該当するときは、理事会の決議により理事長がこれを除名することができる。

- 1 本協会の名誉を著しく毀損したとき
- 2 賛助会費の納入を著しく怠り、督促に応じなかったとき
- 3 会員として不適格であると認めたとき

[賛助会費の返還]

第6条 既納の賛助会費は、特別の事情がないかぎりこれを返還しない。

附則

- 1 賛助会員は、当該年度分の会費を原則として毎年度6月末日までに納入するものとする。ただし、年度の途中において新規に入会する場合は、入会後すみやかに納入するものとし、その加入が10月以降の場合は当該年度の賛助会費は半額とする。
- 2 賛助会員の更新にあたっては、特に申し出が無い場合は継続更新とみなすものとする。

[施行期日]

この規程は、平成25年4月1日より施行する。